

最高裁秘書第1384号

令和6年6月3日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、老人福祉法11条1項2号に基づくやむを得ない事由による措置の取消請求に対する判断が判決主文に含まれているもの（令和5年分）
- (2) 最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、高齢者虐待防止法13条に基づく面会制限の取消請求に対する判断が判決主文に含まれているもの（令和5年分）

2 苦情の申出がされた日

令和6年4月25日

3 謝問番号等

- (1) 謝問番号

令和6年度（最情）謝問第13号

- (2) 謝問日

令和6年5月27日

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話 03 (4233) 5249 (直通)